

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立檜原中学校

校長名 深瀬 健志

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

開校時から掲げる本校のめざす生徒像

- 深く考え自ら学ぶ生徒
- ◎ 思いやりのある心豊かな生徒 【重点】「自他に優しく大切にできる力」
- 健康でねばり強い生徒

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 主体的に学習に取り組む態度を養い、個に応じた指導を一層推進し、生徒一人ひとりの基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。
- ② 身に付けた知識・技能を自ら活用し課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。
- ③ 各教科等の特性を踏まえ、単元や題材など内容のまとまりを見通しながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらにすすめる。
- ④ 教科等の目標や内容を見直し、特に学習の基礎となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題解決能力等）や現代的な課題に対して求められる資質・能力の育成のために教科横断的な学習を充実する。

○イ 豊かな心の育成

- ① 人権尊重の精神に基づき、全ての教育活動を通して、自他の生命の尊重、多様な他者への思いやりの心の育成、集団としての規範意識の醸成をすすめる。
- ② 特別の教科道徳（道徳科）を要とする道徳教育や体験活動、生徒主体の多様な表現活動等を通して、生徒の内面に根ざした道徳性を育成し、互いの人格を尊重し、思いやりや優しい心をもった集団を育成する。

ウ 健やかな体の育成

保健体育科や家庭科、学級活動、委員会活動や部活動、体験的な学習や学校行事等を通して、体力の向上とともに、健康の保持・増進の実践力の育成を図り、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎づくりを行う。

エ 不登校生徒への支援

不登校生徒の一人ひとりの状況を把握し、必要な支援や学校における環境の整備を行い、全ての生徒が人や社会とつながり、安心して教育を受けられるための取組を行う。

オ いじめの防止等の取組

「いじめを許さないまち八王子条例」等を踏まえ、すべての子どもと大人が共通認識の下、協力し、「いじめは、しない・させない・許さない」の徹底を図る。また、「八王子市立檜原中学校いじめ防止基本方針」の下、毎週実施の学校いじめ対策委員会を中心として、いじめに対する未然防止、早期発見、早期対応を図る。

カ 特別支援教育の充実

- ① さまざまな個性をもった生徒の理解に努め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を組織的に行う。
- ② 生徒・保護者への特別支援に関する理解を促し、すべての生徒が豊かな学校生活を送れるように取り組む。

キ 「9年間切れ目なくつなぐ小中一貫教育の充実」のさらなる推進 【檜原中学校グループ（陶器小、檜原小）】

義務教育修了段階に「自己の夢の実現に向け、社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる生徒」を育成するため、9年間を見通した心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、学力向上と、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成を図る。

2 指導の重点

(1)各教科等

ア 各教科

- ① 八王子市版GIGAスクール構想の下、1人1台の学習用端末の特性を活かした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための授業づくり等の教員研修を行い、教員の個々のICT活用能力を高め、指導方法の工夫や改善を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善において、見通し(問題の設定)、探究(自己・集団での課題解決)、振り返り(自他の変容、次の課題意識)等、「習得」・「活用」とともに、「探究」「主体的な学び」「対話的な学び」の過程を実現し、特に「深い学び」につなげる過程を大切にす。
- ③ 国や市の学力向上を図るための調査及び、はちおうじっ子ミニマム等の結果を総合分析するとともに、校内や檜原中学校グループで課題の確認を行い、基礎的・基本的な学習の定着に向けた授業改善を図る。
- ④ 評価規準、評価方法の再確認を行い、指導と評価の一体化を一層推進し、適正で信頼される評価を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ① キャリア教育、情報モラル教育推進の重要な場として、教科横断的な学習活動を充実させ、生徒一人ひとりが自らの課題を主体的に解決することをめざす学習を行う。
- ② 全体テーマを「生きる」とし、郷土学習を含めた地域理解の学習や福祉体験、自国理解、国際理解、異文化理解、職場体験や進路選択の学習等、学年ごとにテーマを設定し、自立した社会人への準備を行う。

ウ 特別活動

- ① 学級活動では、学級や学年における好ましい人間関係づくりや各自の役割分担を通して、自他の尊重や共に自己実現を実感できる活動を展開する。
- ② 学校行事では、場に応じたふさわしい態度、学年・学級の一員としての規範意識や協調性を意識した上で、他者を思いやる心や責任感に加え、健やかな心と体を育てる活動を多く取り入れ、自己肯定感を高める取組の充実を図る。
- ③ 生徒会活動では、学級・学年の活動を基に、集団に対する所属感や連帯感、責任感を育てるとともに、生徒自らが考え行動できる活動を展開する。

(2)「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 「生命の尊さ」「思いやり、感謝」を重点内容項目とし、教育活動全体を通して自他ともに生命を大切にする心情を育てるために、「考え、議論する道徳」を通して生命の有限性や連続性、生命倫理などに関わる課題を取り上げ、自らの生命の大切さを自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度や道徳的判断力、心情、実践意欲と態度等を養う。
- イ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に「道徳授業地区公開講座」を開催し、全学級での「生命の尊さ」に関する授業公開とともに、講演会や協議会等を実施し、生徒及び保護者、地域共通の道徳的価値の育成を図る。また、学年便りや学校ホームページで道徳教育の掲載により情報発信を行うとともに、小中一貫教育グループ、家庭・地域との連携を充実させ、道徳的教育力の向上にも取り組む。

(3)キャリア教育

- ア 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら、檜原中学校グループにおいてガイダンス機能を重視したキャリア学習を行い、自己理解を基に将来の生き方を考えることができるようにする。また、義務教育9年間を通して、地域の強みを活かして社会的・職業的自立に向けて目標をもって学ぶことができる実践的態度を養う。
- イ 学級活動や総合的な学習の時間を中心に、教科横断的な学習をすすめて、自ら課題を設定しさまざまな方法を活用して課題を解決していくとともに、自分の生き方への関心や意欲を高める。また発達段階やニーズに応じて、さまざまな機会を提供し、自分の進路選択に必要な能力を高め、生涯学習の視点も指導する。

(4)特別支援教育

- ① 特別支援教育推進委員会を毎週1回開催し、特別な支援が必要な生徒に対し、情報共有を図るとともに、教育的ニーズも含め、合理的配慮やユニバーサルデザインの視点に立った指導の工夫や学校としての対応を検討する。必要に応じて外部機関と連携を図りながら支援体制を整える。
- ② 全教員がインクルーシブな教育システム構築のための特別支援教育に関する教員研修を行い、その理解を深め、合理的配慮を推進し個に応じた指導を通して生徒支援を強化する。
- ③ 連続性のある指導の実現に向け、小学校や関係機関と連携し、個別指導計画・学校生活支援シートを作成する。また、保護者への啓発を行い、家庭とのつながりを大切に生徒の支援を行う。
- ④ 年間を通して副籍交流及び、通常の学級と特別支援学級の交流などの共同学習を計画的に位置付け、互いの個性や違いに対する理解を深め、共生社会実現の素地を養う。

(5)生活指導

ア 生活指導

- ① 生徒一人ひとりの実態に合わせて生活のきまりを柔軟に改善していきながら、集団生活における基本的な生活態度を考えさせ、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ② セーフティ教室等も活用し、情報モラル教育等のSNSに関する指導を学期1回設定するとともに、危険の回避や場面に応じ自分で判断し行動できる能力を育成する。
- ③ 地域の一員として災害発生時の協力方法等を学び、自ら判断し実践できる能力を身に付ける。
- ④ エピペン使用法やAEDの講習会を年1回行い、食物アレルギー等の初期対応についての確認をする。
- ⑤ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「生命(いのち)の安全教育」を全学年で実施し、性暴力に関する正しい認識や態度を身に付ける。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週月曜日に学校いじめ対策委員会を全教員で開催し、校内の現状についての情報共有やその対応を確認するとともに、未然防止を常に意識できるよう機動的に活用する。
- ② 「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」や「ハートフル面談」、「SC面談」、「SOSの出し方に関する教育」を踏まえ、相談しやすい環境づくりをすすめ、生徒の支援体制を確保することで、「相談できる大人」を1人は確保するとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感が高まるよう支援する。
- ③ いじめの未然防止への取組として、いじめ防止プログラム(第1学年)や、ソーシャルスキルトレーニングも含めたいじめ防止に関する授業を年間3回以上実施する。また、いじめ・学校生活アンケートを各学期1回行い、効果的な対応を迅速に実施するとともに、定期的に学校サポートチームに状況を報告し、必要に応じて対応する。
- ④ 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」「赤ちゃんふれあい事業」や「がん教育」等を通して、生と死について考え、自他の生命を大切に作る心情を育てる。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを核として、個票システム等も活用し、週に1回、気になる生徒への取り組みも含め、不登校生徒の状況を把握する。必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び子ども家庭支援センター等の外部機関と連携を図り、組織的な相談体制と機動性のある指導体制をつくる。
- ② 地域住民や不登校対応巡回教員と協力の下、不登校生徒の登校支援や居場所としてポケットルームを開設し、生徒の不安解消に努める。

(6)学力保障の取組

はちおうじっ子ミニマム等の結果を総合分析し、基礎基本の習得をめざした授業内容の工夫や補習を実施するとともに、校内や檜原中学校グループで課題の確認を行い、授業改善を図る。

(7)特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 (檜原中学校グループ 檜原小・陶鎔小)

- (取組1)檜原中学校グループの生徒会と児童会が連携し、学校の課題を確認し、対応策の立案、実施など児童生徒の自主的活動を促す。
- (取組2)檜原中学校グループとして、檜原小・陶鎔小と各学期に1回の合同研修会・授業研究・協議会等を通して、ICT活用・生徒理解・学習指導(学力向上プロジェクトチーム)・生活指導・体力向上等での系統的・継続的な教育活動を行う。さらに、檜原中学校グループの課題を確認し、共通理解や指導の一貫性をめざす。
- (取組3)日常から地域での児童生徒の情報を共有するとともに、生活支援シート及び個別指導計画を活用した小中学校間における情報共有の連携を図る。
- (取組4)「地域の子どもは地域で育てる」意識を保護者・地域の方々と共有していくために、地域でのボランティア活動や学校公開を通して生徒の実態について共通理解を図る。

イ その他

- ① 「八王子市教育委員会市立学校に係わる部活動の方針」に則り、活動の種類、活動内容、活動時間について、再構築し、地域と連携しながら進めていく。
- ② 地域運営学校として、学校、家庭、地域社会とが連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」をすすめる。
- ③ 檜原地区青少年対策育成委員や地域町会主催の行事への積極的参加を促す。特に、本校で実施のフェスティバルは、幼小中高大の参加があり、地域や世代のつながりを意識できる。
- ④ 「情報活用能力系統表」等を活用し、1人1台の学習用端末を活用した家庭学習を計画的にすすめる。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1)年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	19	22	15	2	19	21	19	19	15	18	17	202
2	17	19	22	15	2	19	21	19	19	15	18	18	204
3	18	19	22	15	2	19	21	19	19	15	18	15	202
備 考	4月 入学式が4月8日のため、第1学年2日減、第2学年1日減 3月 卒業式が3月19日のため、第1学年1日減、第3学年3日減 夏期休業日7月23日から8月27日までとする 振替休業日を取らない土曜日の授業日は6月27日 都民の日 10月1日は授業日とする												

(2)各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国	語	140	140	105
	社	会	105	105	140(2)
	数	学	140	105	140
	理	科	105(2)	140(2)	140
	音	楽	45	35	35
	美	術	45	35	35
	保 健 体 育 科		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英 語)		140	140	140
	小 計		895(2)	875(2)	875(2)
特別の教科 道徳		35	35	35	
総合的な学習の時間		50(16)	70(16)	70(16)	
特別活動(学級活動)		35	35	35	
総 計		1015(18)	1015(18)	1015(18)	

備 考

ア その他の授業時数

区分	学年	1	2	3
	生徒会活動		4	4
学校行事		59	63 1/2	51 1/2
学級・学年の裁量の時間		1	1	1

イ 1単位時間 1単位時間は50分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- 4月13日 身体計測のため1時間増加して実施する。
- 6月26日 セーフティ教室のため1時間増加して実施する。
- 7月1日 職場体験のため第2学年のみ1時間増加して実施する。
- 7月3日 職場体験のため第2学年のみ1時間増加して実施する。
- 7月8日 修学旅行のため第3学年のみ1時間増加して実施する。
- 9月28日 合唱コンクール歌練習のため1時間増加して実施する。
- 10月2日 合唱コンクール歌練習のため1時間増加して実施する。
- 10月5日 合唱コンクール歌練習のため1時間増加して実施する。
- 10月9日 合唱コンクール歌練習のため1時間増加して実施する。
- 10月14日 合唱コンクール歌練習のため1時間増加して実施する。
- 10月23日 進路説明会のため1時間増加して実施する。
- 11月20日 キャリア教育のため1時間増加して実施する。
- 1月20日 移動教室のため第1学年のみ1時間増加して実施する。
- 1月22日 移動教室のため第1学年のみ1時間増加して実施する。
- 1月29日 校外学習のため第2学年のみ1時間増加して実施する。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

・社会科

第3学年 2時間 税の作文コンクール

・理科

第1学年 2時間 八王子市中学校科学コンクール

第2学年 2時間 八王子市中学校科学コンクール

・総合的な学習の時間

第1学年 16時間 (郷土学習(八王子の文化・歴史) 10時間、進路学習(職業職種を知る) 6時間)

第2学年 16時間 (郷土学習(他地域の文化・歴史) 10時間、進路学習(上級学校を知る) 6時間)

第3学年 16時間 (郷土学習(他地域の伝統・文化) 10時間、進路学習(自己の進路開拓) 6時間)

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・朝読書……基本的に毎日 朝8時20分から8時30分までの10分間実施する。
但し、定期考査の1週間前からは、朝読書のかわりに、朝学習を行う。
- ・放課後学習教室……各学期の定期考査前などに実施する。
- ・長期休業中の学習教室

カ その他

- ・令和8年度の保健体育科での武道は、第2学年で柔道に取り組む。